

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年7月19日（平成29年（行情）諮問第307号及び同第308号）

答申日：平成29年10月12日（平成29年度（行情）答申第260号及び同第261号）

事件名：特定答申に関する文書の一部開示決定に関する件  
特定答申に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年度（行情）答申第2号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」及び「平成29年度（行情）答申第3号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別表に掲げる文書1ないし文書14（以下「本件対象文書1」という。）及び別表に掲げる文書15ないし文書28（以下「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」と併せて「本件対象文書」という。）をそれぞれ特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月26日付け情個審第1707号（平成29年（行情）諮問第307号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第307号」という。）及び同第1708号（平成29年（行情）諮問第308号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第308号」という。）により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

（1）文書の特定が不十分である。

審査請求人は、平成29年4月29日付けで、「平成29年度（行情）答申第2号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」及び「平成29年度（行情）答申第3号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」の2件の開示請求を行っている。

しかるに処分庁は、いずれの請求に対しても「請求受付番号」等の請求を個別に識別できるものを示していないため、各開示決定通知書から

は上記いずれの請求を特定したものが開示請求者は区別することができない。

(2) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第307号及び同第308号に係る各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件事案の経緯

本件開示請求者（審査請求人）は、平成29年4月29日付け（同年5月1日受付）で、法に基づき、処分庁に対し、「平成29年度（行情）答申第2号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示請求及び「平成29年度（行情）答申第3号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示請求（以下、順に「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」といい、併せて「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、処分庁は、「平成29年度（行情）答申第2号」及び「平成29年度（行情）答申第3号」が情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申番号であることを踏まえ、別表に掲げる文書1ないし文書14（平成29年5月26日付け情個審第1707号による特定。本件対象文書1）及び別表に掲げる文書15ないし文書28（同日付け情個審第1708号による特定。本件対象文書2）（本件対象文書）を特定し、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分1及び原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対してされたものである。

#### 2 本件審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成29年4月29日付けで、「平成29年度（行情）答申第2号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示請求（本件開示請求1）及び同日付で、「平成29年度（行情）答申第3号に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示請求（本件開示請求2）の2件の開示請求を行っている。

しかるに処分庁は、いずれの開示請求に対しても「請求受付番号」等の請求を個別に識別できるものを示していないため、各開示決定通知書からは上記いずれの請求を特定したものが開示請求者は区別することができない。

(2) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については、開示すべきである。

### 3 本件審査請求に対する諮問庁の見解

#### (1) 上記2(1)の主張について

審査請求人は、原処分に係る各開示決定等通知書の記載では、原処分  
で特定された文書が、本件開示請求1及び本件開示請求2のいずれに対  
応したものか分からない旨不服を申し立てているものと解される。

しかしながら、平成29年5月26日付け情個審第1707号に係る  
開示決定等通知書別表の「開示する行政文書」欄及び行政文書の開示の  
実施方法等に係る申出書の「行政文書の名称」欄には、「平成29年度  
(行情) 答申第2号」を答申番号にもつ審査請求事件(以下「本件事  
件1」という。)の諮問番号(平成28年(行情) 諮問第724号)が  
明記されている一方、平成29年5月26日付け情個審第1708号に  
係る開示決定等通知書別表の「開示する行政文書」欄及び行政文書の開  
示の実施方法等に係る申出書の「行政文書の名称」欄には、「平成29  
年度(行情) 答申第3号」を答申番号にもつ審査請求事件(以下「本  
件事件2」という。)の諮問番号(平成29年(行情) 諮問第50号)  
が明記されている。

そして、審査請求人は、本件開示請求1に係る開示請求書に本件事  
件1の答申書の写しを、本件開示請求2に係る開示請求書に本件事  
件2の答申書の写しをそれぞれ添付した上で各開示請求を行っているところ、  
当該各答申書の写しには、「平成29年度(行情) 答申第2号」の審査  
請求事件(本件事件1)の諮問番号が「平成28年(行情) 諮問第72  
4号」であることが明記され、また、「平成29年度(行情) 答申第3  
号」の審査請求事件(本件事件2)の諮問番号が「平成29年(行情)  
諮問第50号」であることが明記されている。

したがって、審査請求人は、各開示決定等通知書の記載から、原処分  
で特定された文書が本件各開示請求に対応したものであることが容易に  
認識できると考えられるため、審査請求人の上記2(1)の主張に理由  
はない。

#### (2) 上記2(2)の主張について

原処分で不開示とされた部分(別表の「不開示部分」欄に掲げる部  
分)については、以下のとおり、法5条1号、5号及び6号柱書きに該  
当するため、不開示としたことは妥当である。

ア 開示請求者(審査請求人)の氏名、郵便番号、住所、電話番号、フ  
ァックス番号及びメールアドレス(別表の文書1、文書5、文書8な  
いし文書13、文書15、文書19及び文書22ないし文書27)

当該不開示部分は、いずれも、法5条1号本文前段に規定する、個  
人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの  
に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は存せず、また、

法6条2項による部分開示について検討すると、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 答申書受領者の署名（別表の文書2及び文書16）

当該不開示部分は、審査会の答申書を受領した諮問庁担当職員の自筆の署名（氏名）であり、当該部分は法5条1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分は、公務員の氏名であり、審査会が交付した答申書を受領するという当該職務の遂行に係る情報であることから、その氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとも考えられるが、当該不開示部分を公にした場合、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるため、個人の権利利益を害するおそれがあるため、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、当該不開示部分については、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該不開示部分の署名は個人識別部分であって法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 被告指定代理人の印影（別表の文書13）

当該不開示部分は、特定損害賠償請求事件の被告指定代理人の印影であり、法5条1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分は、公務員の氏名（姓）であり、訴訟事務の遂行、すなわち職務の遂行に係る情報であることから、その氏名については、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとも考えられるところ、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有しているものであるため、これを公にすると、偽造されて悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、当該不開示部分については、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該不開示部分の印影（姓）は個人識

別部分であって、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### エ 訴訟事件番号（別表の文書13）

当該不開示部分は、審査請求人が原告となった訴訟の事件番号が記載されている。当該不開示部分が公にされた場合、民事訴訟法91条（行政事件訴訟法7条による準用）に基づく訴訟記録の閲覧を請求することにより原告が特定される可能性は否定できず、その場合、特定の個人がどのような訴訟を提起しているかが明らかになるため、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められることから、法5条1号本文後段に規定する情報に該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も存しない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### オ 答申書素案（別表の文書6及び文書20）

答申書素案は、審査会の答申に至る調査審議の過程で、開示・不開示の適否についての事実認定と法的判断の検討を進め、あるいはその検討の結果を取りまとめるために作成されるものである。

枚数も含め答申書素案を公にすると、調査審議の過程での見解等を明らかにすることになり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後の審査会の審議において、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ達な意見交換が阻害されるなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、答申書素案は、その枚数を含めて、法5条5号及び6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### カ 審査会事務局の担当者直通番号及び本件審査請求に係る特定諮問事件（平成28年（行情）諮問第724号及び平成29年（行情）諮問第50号）の諮問庁担当者の内線番号及び個人メールアドレス（別表の文書7ないし文書10及び文書21ないし文書24）

当該不開示部分は、これを公にすることにより、部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

## 4 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月19日 諮問の受理（諮問第307号及び同第308号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月31日 審議（同上）
- ④ 同年9月11日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年10月10日 諮問第307号及び同第308号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

- 1 本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件各開示請求について、別表に掲げる文書1ないし文書28（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、各開示決定等通知書からは、本件開示請求1又は本件開示請求2のいずれの開示請求についての文書を特定したものか区別することができず、文書の特定が不十分であるとして文書の特定を求めるとともに、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について

##### （1）諮問庁の説明の要旨

審査請求人は、原処分に係る各開示決定等通知書の記載では、原処分で特定された文書が、本件開示請求1及び本件開示請求2のいずれに対応したものか分からない旨不服を申し立てているものと解される。

しかしながら、平成29年5月26日付け情個審第1707号に係る開示決定等通知書別表の「開示する行政文書」欄及び行政文書の開示の実施方法等に係る申出書の「行政文書の名称」欄には、本件事件1の諮問番号（平成28年（行情）諮問第724号）が明記されている一方、同日付け情個審第1708号に係る開示決定等通知書別表の「開示する行政文書」欄及び行政文書の開示の実施方法等に係る申出書の「行政文書の名称」欄には、本件事件2の諮問番号（平成29年（行情）諮問第50号）が明記されている。

そして、審査請求人は、本件開示請求1に係る開示請求書に本件事件1の答申書の写し、本件開示請求2に係る開示請求書に本件事件2の答申書の写しをそれぞれ添付した上で各開示請求を行っているところ、

当該各答申書の写しには、「平成29年度（行情）答申第2号」の審査請求事件（本件事件1）の諮問番号が「平成28年（行情）諮問第724号」であることが明記され、また、「平成29年度（行情）答申第3号」の審査請求事件（本件事件2）の諮問番号が「平成29年（行情）諮問第50号」であることが明記されている。

したがって、審査請求人は、各開示決定等通知書の記載から、原処分で特定された文書が本件各開示請求に対応したものであることが容易に認識できると考えられるため、審査請求人の上記第2の2（1）の主張に理由はない。

## （2）検討

審査請求人は、原処分に係る各開示決定等通知書に記載された文書の特定に関して、「請求受付番号」等の請求を個別に識別できるものを示していないため、各開示決定等通知書からはいずれの開示請求に対応した文書を特定したものかが、開示請求者には区別することができない旨主張する。

しかしながら、当審査会において、諮問書に添付された原処分の各開示決定等通知書の別表及び本件各開示請求書の添付書類（いずれも写し）を確認したところ、上記各別表の「開示する行政文書」欄をみると、一部開示の対象とされた原処分1に係る文書（文書1ないし文書14）中には、本件事件1の諮問番号（平成28年（行情）諮問第724号）が明記されており（文書10参照）、一部開示の対象とされた原処分2に係る文書（文書15ないし文書28）中には、本件事件2の諮問番号（平成29年（行情）諮問第50号）が明記されており（文書24参照）、各諮問番号は、審査請求人が各開示請求書に添付した出典と称する書面に記載されている各諮問番号と同じ諮問番号であると認められるので、審査請求人において、原処分で特定したそれぞれの文書が、各開示請求のいずれに対応したものか区別することができないとは認められない。

そうすると、本件対象文書を原処分のように特定したことが違法、不当であるとはいえない。

## 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### （1）法5条1号本文前段該当性について

ア 「審査請求人の氏名」（文書1、文書5、文書8ないし文書10、文書13、文書15、文書19、文書22ないし文書24及び文書27）、「審査請求人の郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス」（文書8、文書13、文書22及び文書27）、「審査請求人の年齢」（文書13及び文書27）、「審査請求人の印影」（文書13及び文書27）、「開示請求者の氏名」（文書11、

文書 1 2, 文書 2 5 及び文書 2 6) 及び「開示請求者の郵便番号, 住所及び電話番号」(文書 1 1 及び文書 2 5) について

(ア) 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は, いずれも, 法 5 条 1 号本文前段に規定する, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情は存せず, また, 法 6 条 2 項による部分開示について検討すると, 標記の不開示部分は個人識別部分に該当することから, 部分開示の余地はない。

したがって, 標記の不開示部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 不開示としたことは妥当である。

なお, 「審査請求人の年齢及び印影」についての不開示理由の記載が理由説明書(上記第 3)にないため, この点につき, 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 「審査請求人の年齢及び印影」の不開示理由については, 「開示請求者(審査請求人)の氏名, 郵便番号, 住所, 電話番号, ファックス番号, メールアドレス」と同様に法 5 条 1 号に該当すると考えるとのことである。

(イ) 検討

これにつき検討するに, 標記の不開示部分に記載されている氏名等の情報は, 法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものと認められ, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず, また, 標記の不開示部分は個人識別部分に該当することから, 法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって, 標記の不開示部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 不開示としたことは妥当である。

イ 「受領者署名」(文書 2 及び文書 1 6) について

(ア) 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は, 審査会の答申書を受領した諮問庁の担当者(防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室の職員を指す。以下同じ。)の自筆の署名(氏名)であり, 当該部分は法 5 条 1 号本文前段に規定する, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

標記の不開示部分は, 公務員の氏名であり, 審査会が交付した答申書を受領するという当該職務の遂行に係る情報であることから, その氏名については, 申合せにより, 特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き, 公にするものとも考えられるが, 標記の不開示部分を公にした場合, 自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるので, 個人の権利利益を害するおそれがあるため, 申合せ

に定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、標記の不開示部分については、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、標記の不開示部分の署名は個人識別部分であって、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (イ) 検討

これにつき検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「受領者署名」は、審査会が交付した答申書を、当該答申に係る諮問庁の担当者が受領したことを確認するため、答申書を受領した諮問庁の担当者がその氏名を自署したものであるとのことである。そこで、当審査会において当該受領者署名を見分したところ、諮問庁の担当者の自筆の署名であり、その形状については、固有のものであると認められる。

公務員の氏名については、申合せにおいて、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、氏名を公表することにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合をいうものとされている。

「受領者署名」は、公務員の氏名であり、審査会が交付した答申書を受領するという当該職務の遂行に係る情報であることから、その氏名については、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられるところ、当該情報を公にした場合、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるので、個人の権利利益を害するおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。

そうすると、「受領者署名」については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 「被告指定代理人の印影」(文書13)について

##### (ア) 諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は、特定損害賠償請求事件の被告指定代理人の印影であり、法5条1号本文前段に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

標記の不開示部分は、公務員の氏名（姓）であり、訴訟事務の遂行、すなわち職務の遂行に係る情報であることから、その氏名については、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとも考えられるところ、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有しているものであるため、これを公にすると、偽造されて悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当し、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、標記の不開示部分については、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、標記の不開示部分の印影（姓）は個人識別部分であって、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （イ）検討

これにつき検討するに、標記の不開示部分には、特定損害賠償請求事件の「被告指定代理人の印影」が記載されていることが認められる。

当該損害賠償請求事件は、国に対して提訴されたものであるから、「被告指定代理人の印影」については、公務員の氏名（姓）であり、訴訟事務の遂行すなわち職務の遂行に係る情報であることから、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられるところ、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有しているものであるため、当該文書の性質等に鑑みれば、これを公にすることにより、偽造されて悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。

そうすると、「被告指定代理人の印影」については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### エ 「訴訟事件番号」（文書13）について

#### （ア）諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は、審査請求人が原告となった訴訟の事件番号が記載されている。標記の不開示部分が公にされた場合、民事訴訟法91条（行政事件訴訟法7条による準用）に基づく訴訟記録の閲覧を請求することにより原告が特定される可能性は否定できず、その場合、特定の個人がどのような訴訟を提起しているかが明らかになるため、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められることから、法5条1号本文後段に規定する情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も存しない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (イ) 検討

これにつき検討するに、「訴訟事件番号」は、これを公にした場合、上記の訴訟記録の閲覧制度を利用して、当該事件記録の閲覧が可能となることから、これによって、訴訟関係者である個人を特定することが可能になると認められる。

そうすると、「訴訟事件番号」については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 法5条6号柱書き該当性について

ア 「答申書素案の全部（枚数も含む。）」（文書6及び文書20）について

##### (ア) 諮問庁の説明の要旨

答申書素案は、審査会の答申に至る調査審議の過程で、開示・不開示の適否についての事実認定と法的判断の検討を進め、あるいはその検討の結果を取りまとめるために作成されるものである。

枚数も含め答申書素案を公にすると、調査審議の過程での見解等を明らかにすることになり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、今後の審査会の審議において、委員が率直な意見を述べることを差し控え、自由かつ適当な意見交換が阻害されるなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、答申書素案は、その枚数を含めて、法5条5号及び6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (イ) 検討

これにつき検討するに、答申書素案は、審査会の答申に至る調査審議の過程で、開示・不開示の適否についての事実認定と法的判断の検討を進め、あるいはその検討の結果を取りまとめるために作成されるものである。

また、答申書素案は、審査会の調査審議の方針、内容等を反映する一方、これらを忠実に表現するものではないし、なお検討や修正の余地も残されているものである。

したがって、答申書素案について、文書の分量（枚数）も含めてその一端でも明らかにすると、答申書素案の性格等について正確な理解を持たない者が、その分量という表面的な事実を捉えて、あるいはそれのみから、例えば、調査審議時間が短すぎるのではないかとか、調査審議が十分に尽くされていないのではないかといった誤解や、答申書素案に表れた理由や結論の変遷の事実及びその過程を捉え、あるいは表面的な誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘し、更には答申書素案に表れていない意見や議論は審議において問題にされなかった等の誤解を抱き、答申の公正さ、客観性についての疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられ、審査会の答申に対する信頼を失わせるおそれが生じる。

以上のように、標記の不開示部分は、これを公にすることにより、審査会における今後の調査審議や答申を行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

イ 「審査会事務局の担当者の直通電話番号」（文書7ないし文書9及び文書21ないし文書23）及び「諮問庁担当者（防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室の職員を指す。以下同じ。）の内線番号及び個人メールアドレス」（文書10及び文書24）について

（ア）諮問庁の説明の要旨

標記の不開示部分は、これを公にすることにより、部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、不開示としたことは妥当である。

（イ）検討

これにつき検討するに、標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「審査会事務局の担当者の直通電話番号」は、審査会の印刷物やホームページ等において広く一般に公表しているものではなく、また、「諮問庁担当者の内

線番号及び個人メールアドレス」についても、ホームページに掲載されておらず、広く一般に公表しているものではないとのことであり、これを覆すに足る事情はないから、上記（ア）の諮問庁の説明は不自然、不合理ではなく、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、本件対象文書を原処分のように特定したことは違法とは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別表（本件対象文書及び不開示部分）

文書番号	文書名	不開示部分
1	諮問事件進行管理票	不服申立人（審査請求人）の氏名
2	受領書	受領者署名
3	答申書の交付について （平成29年4月3日 情個審第1167号） （写し）	なし
4	答申書	なし
5	答申書の写しの送付について（平成29年4月3日情個審第1168号）（写し）	審査請求人の氏名
6	答申書素案	全部（枚数も含む。）
7	意見書の写しの送付について（平成29年2月7日情個審第467号）（写し）	情報公開・個人情報保護審査会事務局の担当者直通電話番号
8	意見書（平成29年2月7日付け）	異議申立人（審査請求人）の氏名，郵便番号，住所，電話番号，ファックス番号及びメールアドレス 情報公開・個人情報保護審査会事務局の担当者直通電話番号
9	理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）（平成29年1月16日情個審第97号）（写し）	審査請求人の氏名 情報公開・個人情報保護審査会事務局の担当者直通電話番号
10	諮問書（平成28年（行情）諮問第724号）	別紙「3 審査請求」欄のうち「（2）審査請求人」の氏名 別紙「7 諮問庁担当課，担当者名，電話番号，FAX番号，メールアドレス，住所等」欄のうち，諮問庁担当の内線番号及び個人メールアドレス

1 1	1 0の添付書類①（行政文書開示請求書（平成28年3月31日付け）（写し））	開示請求者の氏名，郵便番号，住所及び電話番号
1 2	1 0の添付書類②（行政文書開示決定通知書（平成28年5月26日付け）（写し））	開示請求者の氏名
1 3	1 0の添付書類③（審査請求書（平成28年7月3日付け）（写し））	審査請求人の氏名，郵便番号，住所，年齢及び印影
		被告指定代理人の印影
		訴訟事件番号
1 4	1 0の添付書類④（理由説明書）	なし
1 5	諮問事件進行管理票	不服申立人（審査請求人）の氏名
1 6	受領書	受領者署名
1 7	答申書の交付について（平成29年4月3日情個審第1169号）（写し）	なし
1 8	答申書	なし
1 9	答申書の写しの送付について（平成29年4月3日情個審第1170号）（写し）	審査請求人の氏名
2 0	答申書素案	全部（枚数も含む。）
2 1	意見書の写しの送付について（平成29年3月10日情個審第896号）（写し）	情報公開・個人情報保護審査会事務局の担当者直通電話番号
2 2	意見書（平成29年3月10日付け）	異議申立人（審査請求人）の氏名，郵便番号，住所，電話番号，ファックス番号及びメールアドレス

		情報公開・個人情報保護審査会事務局 の担当者直通電話番号
23	理由説明書の送付及び 意見書又は資料の提出 について（通知）（平 成29年2月20日情 個審第623号）（写 し）	審査請求人の氏名  情報公開・個人情報保護審査会事務局 の担当者直通電話番号
24	諮問書（平成29年 （行情）諮問第50 号）	別紙「3 審査請求」欄のうち 「（2）審査請求人」の氏名  別紙「7 諮問庁担当課，担当者名， 電話番号，FAX番号，メールアドレス， 住所等」欄のうち，諮問庁担当 者の内線番号及び個人メールアドレス
25	24の添付書類①（行 政文書開示請求書（平 成28年8月29日付 け）（写し））	開示請求者の氏名，郵便番号，住所及 び電話番号
26	24の添付書類②（行 政文書開示決定通知書 （平成28年10月2 4日付け）（写し））	開示請求者の氏名
27	24の添付書類③（審 査請求書（平成28年 11月20日付け） （写し））	審査請求人の氏名，郵便番号，住所， 年齢及び印影
28	24の添付書類④（理 由説明書）	なし